告示の解説

○「国土交通大臣が定める使用料の額」の告示の解説

- (1) 照合機器の設置に要した額を使用料として徴収するのは、告示施行日以降に設置される照合機器に対して適用される。
- (2)電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける事ができる期間は5年間とする。なお、個人識別情報を更新する場合は、既存の有効期限から5年間とする。

○「国土交通大臣が定める者」の告示の解説

- (1)本文「業務に従事する者」とは、第1号から第5号の所属事業所を通じて身元が確認できる者(雇用保険の適用を受ける常時雇用者等)とする。第3号及び第4号が供給事業先である職業安定法上の労働者供給事業者から供給される常時供給労働者も含まれる。 なお、常時雇用者であって制度上雇用保険の適用が除外されている者については、雇用保険の適用を受けていない理由(会社の役員など 雇用保険法の対象とならない者、雇用保険法第6条第1項の65歳に達した日以後に雇用される者及び同条第7項に該当する港湾管理者の 業務に従事する者)の確認を受けること。
- (2)申請者は第1号から第5号の事業者等を通じて行うものとする。ただし、以下に掲げる者については以下に定めるとおりとする。
- (ア)派遣労働者は、第3号の事業者に港湾労働法に基づき派遣される者及び第4号の事業者に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づき派遣される者とし、その申請については、港湾労働法に基づき派遣される者は派遣元事業者又は派遣先事業者を通じて、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づき派遣される者は派遣先事業者を通じて申請するものとする。
- (イ)職業安定法上の常時供給労働者は、労働者供給事業者を通じて申請するものとする。
- (ウ)第1号から第5号の事業者等に出向している者は、当該事業者等を通じて申請するものとする。
- (3)第3号の事業者及び第4号の事業者並びに職業安定法上の労働者供給事業者に掲げる事業者は、申請日の過去6カ月において、以下の 行政処分に該当していないこと。
- (ア)港湾運送事業法第22条に規定する事業の停止又は許可の取消処分
- (イ)「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年11月20日付け自動車交通局長通達)に規定する累計点数(違反点数を、事業者ごとに地方運輸局単位で累計したもの。)が21点以上
- (ウ) 職業安定法第46条において準用する同法第41条に規定する許可の取消し、事業停止命令又は同法第48条の3に規定する改善命令
- (4)第5号「第2号に掲げる者が認める者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- (ア) 当該制限区域内に事業所が存在する者
- (イ)第2号に掲げる者との契約で定めるところにより、当該制限区域内で業務を行う者
- (ウ) 当該制限区域内で輸出入関連業務を行う者